

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、経営理念である「社会から求められる企業」を実現し続けていくためには、法令を遵守し社会規範に準拠した上で、経営の健全性及び透明性を高めていくことが重要であると認識しております。また、そのことがお客様や取引先、株主といったステークホルダー（利害関係者）にとっての利益を守り、企業価値の継続的な向上につながるとも考えております。

そのため、当社ではコーポレート・ガバナンスの強化は経営の最も重要な課題の一つと認識しており、積極的に取り組んでおります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 株主総会における議決権の電子行使の環境づくり、招集通知の英訳】

当社は、株主の利便性を勘案し、電磁的方法による議決権行使の方策を導入しております。しかし、当社の株主における機関投資家や海外投資家の比率は相対的に低い状況にあることから、費用等を総合的に勘案し、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳は実施しておりません。

今後は、株主数及び株主構成の変化を踏まえ、必要に応じて対応を検討してまいります。

【補充原則2-4-1 人材登用等の方針】

当社では、性別、国籍、採用形態を問わず、その属性にとらわれることなく各従業員の能力に基づいて人事評価を行い、昇進昇格等の処遇を行っております。現在の管理職における女性比率6%、外国人の比率6%、中途採用者の比率が100%となっております。多様性を持った社員が活躍できる場を創造できるよう努めておりますが、属性ごとの目標数値を掲げてはおりません。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示】

当社の株主における機関投資家や海外投資家の比率は相対的に低い状況にあることから、英語での情報の開示・提供については総合的に勘案し実施しておりませんが、今後の株主構成の変化に応じて検討を進めます。なお、当社は英語版のウェブサイトを開設しており、当社の基本情報や事業内容等を掲載しております。

【補充原則3-1-3 サステナビリティについての取組み】

当社は持続的に成長する100年企業を目指すうえで、サステナブルな社会を実現するための取り組みは必要不可欠と考えております。現在、当社のサステナビリティについての取り組みは開示しておりませんが、今後具体的な取り組みや情報を適切に開示していく予定です。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者計画】

現時点において、当社では最高経営責任者の後継者の具体的な計画はございませんが、非常に重要な経営課題の一つとして認識しております。今後、後継者計画の策定・運用及び後継者育成にあたっては、取締役会が適切に関与・監督してまいります。

【補充原則4-2-1 経営陣の報酬】

当社では、業務執行取締役には株式報酬制度を導入しておりますが、中長期的な業績に連動する報酬は導入しておりません。当社としては、取締役が自社株式を保有することにより、株主の皆様と利害を共有し、株価を意識した経営を行うとともに、企業価値向上に向けてのインセンティブとしております。また、中長期的な業績と連動する報酬の導入についても適宜検討してまいります。

【補充原則4-2-2 サステナビリティに係る基本的な方針】

当社は、持続的に成長する100年企業を目指して事業活動を推進しております。この方針に従い、人的資本や知的財産への投資等については、中長期的な企業価値向上に資するよう、経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略の策定・実行を取締役会の監督の下で行っておりますが、現状サステナビリティを巡る取組みに係る基本的な方針は策定しておりません。

【補充原則4-10-1 任意の諮問委員会の設置】

当社は監査等委員会設置会社であり、独立社外取締役が取締役会の過半数に達してはおりませんが、指名・報酬に関わらず、特に重要な事項に関する検討に当たっては、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ており、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図っております。

現時点では取締役会の下に独立した諮問委員会を設置することの必要性はないと考えております。

【補充原則4-11-1 取締役会のスキル】

取締役会を構成するメンバーについては、経験、知見及び能力等のバランス並びに多様性に配慮した選任を行っております。現在はスキルマトリックス等の開示は行っておりませんが、当社が備えるべき経営陣のスキル構成は保持しております。また、独立社外取締役には自身が企業経営経験を持つ者や現任において他社の取締役を兼任するものを含めており、自社に依らない意見具申が期待できる体制を整えております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価と開示】

現時点において、当社の取締役会の定期的な分析・評価は実施しておりませんが、今後は実効性をより一層高めるものとして、取締役会の定期的な分析・評価手法とその結果の開示を検討いたします。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は企業理念を策定し、株主・投資家と当社の経営に関する基本方針を共有しております。また、中期経営計画は3ヵ年計画を策定・公表し、目標実現に向け、取り組んでおります。今後は、資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本方針と目標実現のための具体的施策の説明について検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4いわゆる政策保有株式】

当社は、政策保有株式について、保有することが当社の企業価値の維持・向上に資すると認められる場合を除き、保有しないことを基本方針といたします。また、議決権の行使にあたっては、当社の保有意義等を勘案して、当該企業の中長期的な企業価値や株主利益の向上に資するか否かを議案ごとに判断のうえ対応してまいります。なお、現在、政策保有株式は保有していません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、関連当事者取引を行う場合、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取引内容及び条件の妥当性について、社外取締役が参加する当社取締役会において審議の上、取締役会決議をもって決定し、少数株主の保護に努めております。また、監査等委員会においては、会計監査人と連携して取引の妥当性を検証することで、取締役の少数株主に配慮した職務執行を担保しております。なお、各取締役に対して該当事項がないかは、年に一度の事業報告作成時に、定期的に確認しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度を採用していないため、企業年金のアセットオーナーとしての機能を発揮する機会はありません。

【原則3-1 情報開示の充実】

( ) 当社の経営理念や経営戦略については、当社ホームページ、決算説明会資料等に開示しております。【開示アドレス】 <https://www.b-lot.co.jp/ir>

( ) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針は本報告書 1. に開示しております。

( ) 監査等委員でない取締役の報酬等は、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において、当社の業績及び本人の貢献度等を総合的に勘案し、社外取締役の意見を充分踏まえて取締役会により決定しております。監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において、監査等委員会の協議により決定しております。

( ) 取締役の候補の指名を行うにあたっての方針・手続につきましては、社内規程等で定めておりませんが、当社のビジョンとの高い共感性をもちつつ、豊富な経験、高い見識、高度な専門性及び高い倫理観、優れた人格を有する者を候補として株主総会にて選任することとしております。なお、監査等委員である取締役については、監査等委員会の同意を得て指名しております。上記の選任基準に照らして適格性を欠くに至ったと認められる場合には、解任することとしております。

( ) 取締役の各候補者の指名理由については、株主総会参考書類に記載しております。なお、解任を行う場合についても、株主総会参考書類その他適切な方法で開示いたします。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社の取締役会は、法令により取締役会の専決とされる事項及び経営上の重要事項につきましては、取締役会において適宜検討し、意思決定を実施しております。また、取締役会規程により、取締役会にて決議すべき事項を明確に定めるとともに、経営における責任の明確化及び意思決定の迅速化のため、職務権限規程を定め、経営陣に委任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む計9名の取締役により構成されております。取締役の選任においては、当社グループの成長及び中長期的な企業価値向上の達成に必要な知識及び経験を考慮するとともに、社外取締役においては独立した立場で業務執行及び組織運営における監視・監督を期待できる人材を選任することにより、取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模を十分に考慮して取締役会を構成しております。

【補充原則4-11-2 取締役の他社兼任状況】

当社は、社外取締役はじめ、取締役の重要な兼職の状況は、株主総会の招集通知や有価証券報告書等で開示しております。

【補充原則4-14-2 取締役、監査役のトレーニング方針】

当社は、個々の役員の知識や経験を勘案の上、期待される各自の役割や責務を十分に果たせるよう、必要な研鑽機会の提供を行ってまいります。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、管理本部をIR担当部署と定めております。決算説明会を半期に1回開催し、また個人投資家向け会社説明会を適宜開催することにより、建設的な対話を実施できるよう取り組んでおります。

補充原則2-4-1、3-1-3、4-10-1、4-11-3については、【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】における記載をご確認ください。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
望月 雅博	2,019,800	10.35

合同会社エムアンドエム	1,638,000	8.40
シルク・キャピタル株式会社	1,626,800	8.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,570,500	8.05
宮内 誠	1,097,800	5.63
長谷川 進一	713,000	3.66
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE - AC)	671,905	3.44
望月 文恵	363,200	1.86
大塚 満	350,800	1.80
外川 太郎	243,200	1.25

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 [更新](#)

大株主の状況は、2021年12月31日現在で記載しております。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

#### 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

##### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

##### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年

取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
岩本 博	他の会社の出身者												
古島 守	弁護士												
亀甲 智彦	弁護士												

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩本 博				株式会社エスクリの取締役及び創業者として会社経営における豊かな経験をお持ちであり、当社の経営の監督に活かし、独立した立場から、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能を期待したためであります。
古島 守				弁護士及び公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識をお持ちであるとともに、企業法務及び会計にも精通しており、当社の経営の監督において、独立した立場から、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能を期待したためであります。
亀甲 智彦				弁護士としての豊富な経験と幅広い見識をお持ちであるとともに、企業法務にも精通しており、当社の経営の監督において、独立した立場から、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能を期待したためであります。

#### 【監査等委員会】

#### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

#### 現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査部門との連携により監査等を実施していることから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人には配置しておりません。

#### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、いわゆる三様監査(監査等委員会監査、内部監査、監査法人監査)の実効性を高め、かつ監査の質的向上を図るため、三者間での監査計画・監査結果の報告、意見交換、期末監査時の立会等を実施し、相互連携の強化に努めております。

### 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

### 【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

#### その他独立役員に関する事項

独立役員は、経営に主体的に参加しようという意識が非常に高く、会社の価値を上げることができる人員がふさわしいものと考えております。その対象者は経営・不動産・金融等に詳しく、人柄も良い幅広い見識を有する有識者を、社外取締役の候補者として選定しております。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------------------

#### 該当項目に関する補足説明

当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、月額固定報酬及び短期業績連動報酬としての金銭報酬、並びに譲渡制限付株式報酬制度に基づく株式報酬で構成しております。業績連動報酬につきましては、当該事業年度の会社業績の達成度に応じて、その支給を決定いたします。なお、監査等委員である取締役の報酬につきましては、固定報酬のみで構成しております。また、当社取締役の業績向上への意欲と士気を高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

#### 該当項目に関する補足説明

業績向上への意欲と士気を高めることを目的として導入しております。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

### 該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議により報酬総額を決定しております。各役員の報酬額については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により決定しております。

## 【社外取締役のサポート体制】

独立役員が会社情報を共有する方法として、取締役会への出席及び代表取締役との面談の他、監査等委員長が重要書類の精査・確認、あるいは重要な会議体の出席を行い、監査等委員会を通じて独立役員でもある社外取締役と連携しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### 1) 取締役会

当社の取締役会は取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名及び監査等委員である取締役3名で構成され、会社の経営上の意思決定機関として、取締役会規程に則って、経営方針やその他重要事項について審議及び意思決定を行うほか、取締役による職務執行状況を確認しております。取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、緊急の取締役会決議を要する重要事項については、都度臨時取締役会を招集し、個別審議により決議することとしております。

### 2) 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名により構成され、そのうち3名が社外取締役であります。監査等委員である取締役は、必要に応じて、取締役会のほかその他の重要な会議への出席や、重要な稟議書類等を閲覧する等の監査手続を実施します。また、内部監査室や会計監査人との情報交換や連携により業務監査や会計監査を補完し、監査機能の強化に努めております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、透明性の高い意思決定、機動的な業務執行並びに適正な監査に対応できる体制の構築を図ることを方針とし、更に取締役会の監督機能及び経営体制の強化を目的として、監査等委員会設置会社としております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の議案検討時間を十分に確保するため、出来るだけ早期の招集通知発送を予定しております。また、当社ホームページにIR専用ページを設け、招集通知を掲載する予定であります。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会の開催日は毎年3月下旬とし、他社の株主総会開催日との重複を避け、平日の開催とする方針です。

電磁的方法による議決権の行使	当社は現在、株主の利便性を勘案し、電磁的方法による議決権行使の方策を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は現在、議決権電子行使プラットフォームに参加しておりませんが、株主の利便性を勘案しながら検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	当社は、招集通知の英文提供を行っておりません。しかしながら、今後外国人株主の状況を鑑みて、検討してまいります。
その他	株主総会の開催場所は利便性のある場所のホール等を確保する予定であります。

## 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	<p>当社は、以下のディスクロージャーポリシーを当社ホームページ等に掲載してまいります。</p> <p>1) IR基本方針 当社は、株主・投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様へ、当社の経営方針、事業活動、財務情報等に関する情報を分かりやすく公平かつ適時・適切に提供することを基本方針としてIR活動を実践いたします。</p> <p>2) 情報開示方針 当社は、金融商品取引法並びに東京証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下「適時開示規則」という。)に基づいた情報開示を行ってまいります。また、適時開示規則に該当しない情報についても、投資家の皆様にとって有用であると判断されるものについては、積極的に開示し、経営の透明性を高めてまいります。</p> <p>3) 情報開示方法 当社は、適時開示規則に該当する情報の開示を、TDnetにて開示するとともに当社ホームページにも掲載しております。</p> <p>4) 将来の予測に関する事項について 当社が開示する情報の中には、将来の予測に関する事項が含まれている場合があります。このような将来情報に関しては、その予測の前提条件は不確定要素などを十分説明し、市場に誤解を与えないよう努めてまいります。</p> <p>5) IR活動沈黙期間 決算期に開示する決算情報の漏洩防止を徹底するため、四半期ならびに決算期末日の翌日から決算発表日までをIR活動沈黙期間とし、この期間については決算に関するコメントや質問への回答を控えております。</p>	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	新型コロナウイルス感染症の影響により、現在は開催しておりませんが、動画にて決算説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	新型コロナウイルス感染症の影響により、現在は開催しておりませんが、動画にて決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現状、定期開催は予定しておりませんが、外国人投資家の保有状況を考慮の上、適宜開催してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIRサイトを設けており、有価証券報告書等、適時開示書類、IRニュース等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社は、管理本部をIR活動担当部署としております。	

## 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明
------

<p>社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定</p>	<p>当社は、経営理念である「社会から求められる企業」を実現し続けていくためには、法令を順守し社会規範に準拠した上で、経営の健全性及び透明性を高めていくことが重要であると認識しております。また、そのことがお客様や取引先、株主といったステークホルダーにとっての利益を守り、企業価値の継続的な向上につながるとも考えております。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>当社では、コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方の中で、正確かつ公正なディスクロージャーに努め、株主をはじめとするステークホルダーに対し、誠実な対応と透明性の高い経営を行うことが重要と位置づけております。</p> <p>適時開示については、当該手順に沿った運用を行っております。具体的には、収集された情報については、関連法令に照らし開示の要否を検討し、公表すべき情報については、速やかに公表できる体制をとっております。</p> <p>また、適時開示規則に該当しない情報についても、ステークホルダーの皆様にとって有用であると判断されるものについては、積極的に開示し、経営の透明性を高めてまいります。</p>

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社におきましては、コーポレート・ガバナンス強化の一環として内部統制基本方針を制定しており、同基本方針の着実な運用に加えて、経営トップからのメッセージ発信やコンプライアンス教育の強化、通報制度の拡充等によりコーポレート・ガバナンスの更なる強化に努めてまいります。業務の適正を確保するための体制についての概要は、以下のとおりであります。

当社及び当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

#### イ. コーポレート・ガバナンス

##### ・取締役会

取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程に従い、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督します。

##### ・代表取締役

代表取締役は、取締役会において業務執行状況の報告を行います。

##### ・取締役

取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」その他の社内規程に従い、当社の業務を執行します。

##### ・監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名により構成されております。監査等委員である取締役は、必要に応じて、取締役会のほかその他の重要な会議への出席、重要な稟議書類等を閲覧する等の監査手続を実施します。また、内部監査室や会計監査人との情報交換や連携により業務監査や会計監査を補完し、「監査等委員会規程」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施します。

#### ロ. コンプライアンス委員会

コンプライアンス室長を中心に当社及び当社子会社を対象としたマニュアルを作成し、子会社を含め代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」にて、法令遵守の教育・研修の計画及び実施、内部情報提供制度の整備等コンプライアンス体制の充実や周知に努めます。なお、当社におけるコンプライアンスの取組みに関する決定及び進捗状況の管理は取締役会が行い、統括責任者は代表取締役とします。

#### ハ. 財務報告の適正性確保のための体制整備

「経理規程」その他社内規程、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図ります。

#### ニ. 内部監査

内部監査は、内部監査室が行い、必要に応じて社長が指名した者に実施させることができます。「内部監査規程」に基づき、業務全般に関して法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施します。

#### 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定書類のほか職務遂行に係る重要な情報が記載された文書(電磁的記録を含む。以下同じ)を、社内規程の定めるところに従い、関連資料とともに適切に保存し、管理します。取締役は、いつでも、これらの情報を閲覧することができます。

#### 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については、経営における重要課題であることを認識し、当社及び当社の子会社における様々なリスクを把握するため「リスク管理規程」に基づきリスク管理統括責任者を設置し、各リスクに応じた的確な対応を行うとともに、それらを統括的かつ個別的に管理することとしております。

#### 当社及び当社の子会社の取締役等の執行が効率的に行われることを確保するための体制

適正かつ効率的な職務の執行を確保するために「業務分掌規程」、「職務権限規程」等各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図ります。

#### 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社の企業行動指針、リスク管理規程を当社及び当社子会社にも適用し、子会社における重要事項を当社会議体での付議事項または報告事項とし、当社及び当社子会社の業務の適正化を図るとともに、内部通報制度についても通報窓口を当社子会社にも開放し、周知することにより当社及び当社子会社におけるコンプライアンスの実効性を確保します。

ロ. 当社及び当社子会社に対して、内部監査部門による監査を実施します。

#### 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

イ. 監査等委員会が必要と認めるときは、監査等委員の職務を補助する専任の使用人を置くものとします。監査等委員の職務を補助する使用人に対する指揮命令権限は監査等委員会に専属するものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、使用人は監査等委員の職務を補助する使用人に対し指揮命令権限を有しないものとします。

ロ. 監査等委員会を補助する使用人の人事考課は、監査等委員会で定めた監査等委員行うものとし、その人事異動及び懲戒処分については、事前に監査等委員会の同意を必要とするものとします。



当社及び当社子会社の取締役等及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

- イ. 当社及び当社子会社の取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行状況を監査等委員会に報告するものとします。
- ロ. 当社及び当社子会社の取締役は、監査等委員に対して、法令が定める事項のほか、次に掲げる事項をその都度報告します。
  - ・財務及び事業に重大な影響を及ぼす決定等の内容
  - ・業績及び業績の見通しの発表の内容
  - ・内部監査の内容と結果及び指摘事項の対策
  - ・行政処分の内容
  - ・その他監査等委員が求める事項

#### 八. 使用人による報告

当社及び当社子会社の使用人は監査等委員に対して、当社及び当社子会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実、重大な法令または定款違反となる恐れがある事実がある場合には、直接報告することができます。

#### 二. 報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する為の体制

当社は、監査等委員への報告を行った当社及び当社子会社の取締役・使用人に対し、報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底しております。

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、これに応じることとしております。

その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員は、内部監査人との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘事項について協議及び意見交換をする等、密接な情報交換及び連携を図ります。監査等委員は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を独自に起用することができます。

反社会的勢力との関係断絶に向けた体制

#### イ. 反社会的勢力による不当要求に備えた外部機関との連携構築

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

#### ロ. 反社会的勢力に対する排除基本方針及び反社会的勢力対応に関する規程の制定

反社会的勢力に対する排除基本方針及び反社会的勢力対応マニュアルにおいて、反社会的勢力排除を明記すると共に、当社の取締役及び使用人に対し周知徹底を図ることとします。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### 1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び当社子会社では、反社会的勢力に関する規程において、「当社が暴力団・総会屋・フロント企業等反社会的勢力との関わりを排除すること」という規定を設け、またコンプライアンス・マニュアルにおいても「(反社会的勢力との対決) 役職員は、反社会的勢力に対して断固とした態度で対応しなければなりません。特に総会屋等からの要求に対しては毅然とした態度で臨み、株主権の行使に関し財産上の利益を供与するようなこと等があってはなりません。さらに不透明な癒着と言われかねない一切の関係を排除する必要があります。」と定め、代表取締役社長以下組織全員が一丸となって、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

(反社会的勢力に対する基本方針)

- ・反社会的勢力には、組織全体として対応し、反社会的勢力から従業員の安全を確保致します。
- ・反社会的勢力による被害を防止するため、外部専門機関と緊密な連携関係を構築致します。
- ・反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を持ちません。反社会的勢力による不当要求は、これらを拒絶致します。
- ・反社会的勢力との間の裏取引、及び反社会的勢力に対する資金提供を行いません。

### 2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

・社内組織(所轄部署・リスク管理部署)

コンプライアンス室を統括管理部署とし、月に1度コンプライアンス委員会・リスク管理委員会を開催しております。

・不当要求対応の責任者

不当要求対応の責任者を設置し、公安委員会主催の不当要求対応講習を受講しております。

不当要求対応講習については、各支社長も受講しております。

・規程・マニュアルの整備状況

反社会的勢力に関する規程、反社チェックマニュアル、コンプライアンス・マニュアルを整備及び周知徹底しております。

・外部機関との連携

本社において、所轄警察署(愛宕警察署)や暴力追放推進センターとの連携を確保しており、

また、外部調査機関の研修に参加し、組織的に適切な処置をとる体制を整備しております。

・その他の取組みについて

当社が所属する業界団体「公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会」では、モデル条項やお客様への理解をを求める書面等を提供していることから、当社で使用する資料等にも活用しております。また、当社のホームページにも反社会的勢力に対する方針を掲載し、对外告知しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

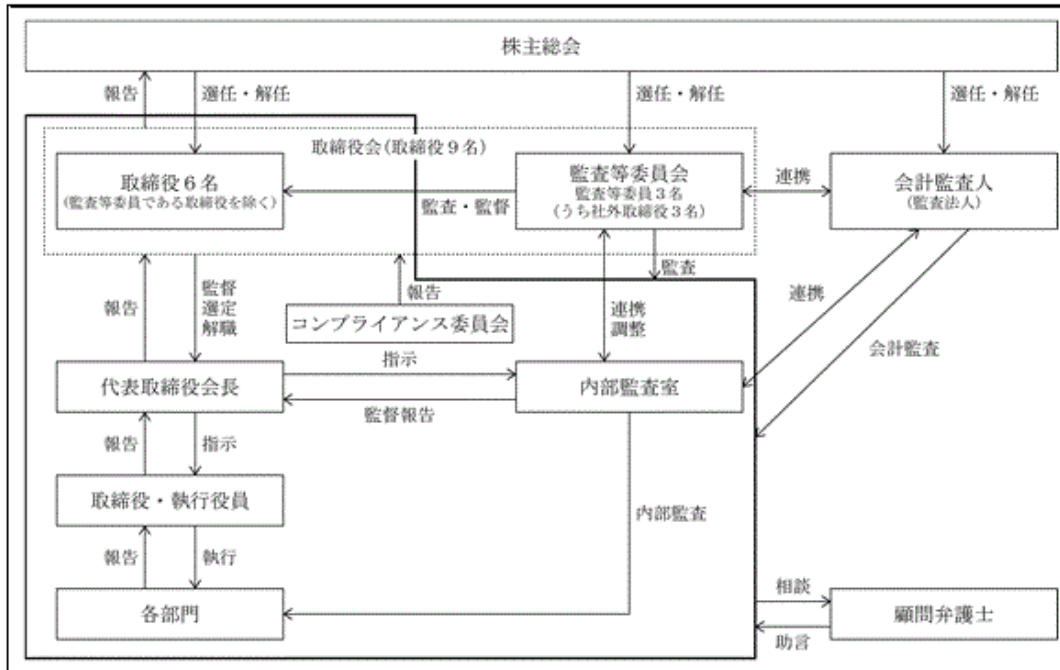
買収防衛策の導入の有無

なし

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、重要な事実に関しましては、内部情報管理責任者である管理本部長が各部署より報告を受けます。内部情報管理責任者は、金融商品取引法及び証券取引所が定める適時開示規則等に基づき、適時開示が必要な情報については取締役会上程し、承認後速やかに開示いたします。情報の開示にあたっては、内部情報管理責任者の指示、監督のもと、管理本部が開示書類の作成等を行い、TDnetへの登録並びに当社のホームページ上に掲載いたします。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要(模式図)】

